

岩手県告示第548号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和5年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 基本測量を実施する地域 一関市及び陸前高田市
- （2） 基本測量を実施する期間 令和5年8月14日から令和6年2月28日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 水準測量
- 2（1） 基本測量を実施する地域 岩手山地区、秋田駒ヶ岳地区及び栗駒山地区
- （2） 基本測量を実施する期間 令和5年10月6日から令和6年3月31日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 火山土地条件図データ作成